平成２４年（フ）第４８９号
京都市山科区四ノ宮堂ノ後町２番地１　コーポ松村１－Ｄ
債務者　山本　雅一
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５９２号
京都市右京区嵯峨野秋街道町36番地　ハイツ嵯峨野303号
債務者　須川　武嗣
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
大阪府富田林市久野喜台２丁目３番114―303号
債務者　田宮　謙祐
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
大阪府高石市東羽衣７丁目２番44号
債務者　松山　孝司
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７８号
堺市中区毛穴町346番地
債務者　三宅　健一
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
堺市北区常磐町３丁11番地７　コンフォート・トキワ306号
債務者　中山　耕治
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
堺市南区城山台２丁１番18―201号
債務者　末金　　葵
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２１号
堺市南区原山台１丁５番６―701号、前住所和歌山県日高郡印南町大字山口1206番地の１
債務者　森下由美子（旧姓東本）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
堺市中区田園778番地　辻之荘103号
債務者　宮城　喜久（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３８号
堺市西区津久野町１丁17番８―306号
債務者　山ノ鼻佳子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４４３号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目３番４号
債務者　小坂　一成
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
堺市堺区錦綾町３丁３番６号　和泉マンション403号
債務者　伊東　雅和
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
高知市幸町１番40号　メゾンシャトーレ201号
債務者　市原須磨子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６５号
高知県香美市土佐山田町宝町１丁目12番15号セジョンコート305号室
債務者　笹岡　新一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７１号
高知市上町２丁目11番７号　中山アパート東端
債務者　伊藤眞智子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７２号
高知市土佐山都網2103番地１
債務者　井上　繁秋
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９０号
沖縄県豊見城市字翁長846番地13
債務者　與那嶺隆一
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部